

第8章

計画の推進

本章では、本計画の推進に向けた基本的な考え方や、施策・取組の進捗状況を管理するための方策を示します。

1. 計画推進に向けた基本的な考え方及び方針

本計画は、第5章で展開した施策を総合的に推進することで、実効性を高めていく必要があります。そのためには、庁内関係各課が連携を取りながら、全庁的に取り組んでいきます。また、国・県や近隣自治体等とも連携しながら施策を推進します。

また、第6章の重点的な取組や、第7章の市民・事業者に求められる行動などの推進にあたっては、市民、事業者、市民団体、大学等研究機関などの様々な主体が協働し、市と連携を図っていくことが重要です。

なお、本市を取り巻く社会情勢が刻々と変化していく中において、それらに対して柔軟に対応することが求められます。そのため、計画の点検・評価を適切に実施し、環境審議会への報告等を経て、必要に応じて計画を見直していきます。

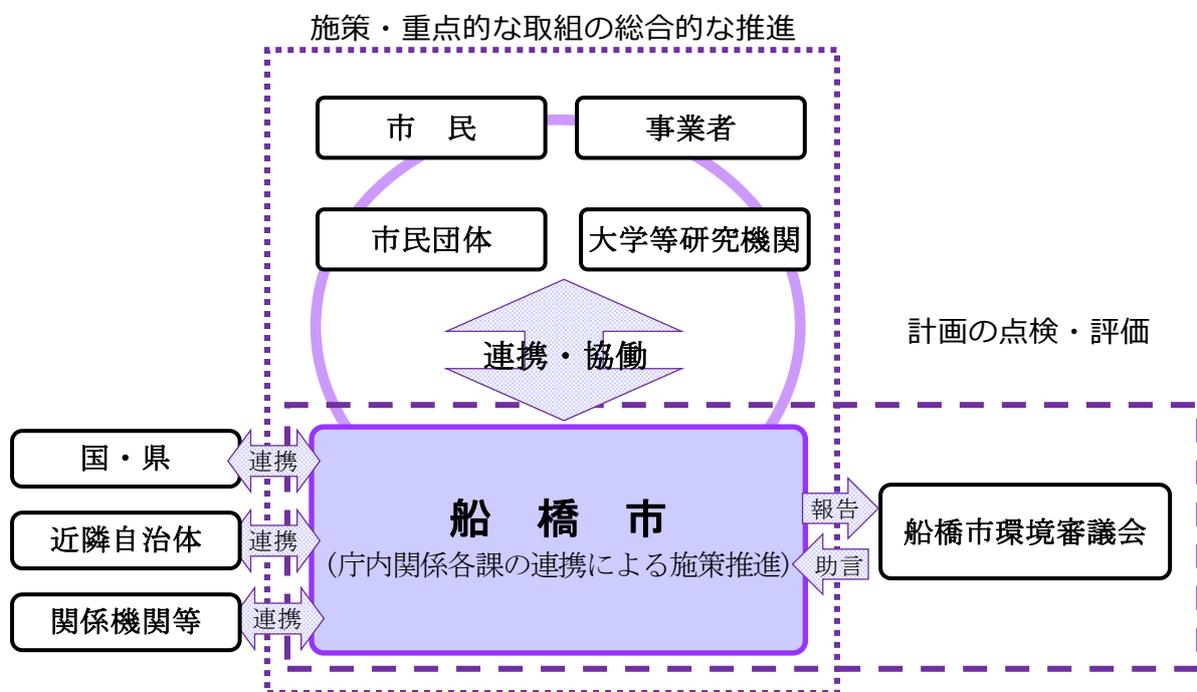


図 8-1-1 本計画の推進イメージ

2. 計画の推進主体と役割

本計画では、市民、事業者、市民団体、大学等研究機関、船橋市環境審議会及び市を推進主体として位置付けます。本計画の推進において、各主体が果たすべき役割はそれぞれ次表のとおりです。

表 8-2-1 本計画の推進主体と役割

推進主体	各主体の役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活における環境配慮の実践 ○市や他の主体との協働による施策・取組の推進 ○ふなばし環境フェアなどのイベントの企画・開催への積極的な参画 ○環境学習などを通じた環境に対する意識の向上 ○市民団体等との交流、地域ぐるみの環境保全活動への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動における環境配慮の実践 ○持続可能なビジネススタイルへの転換を目指した取組の推進 ○市や他の主体との協働による施策・取組の推進 ○ふなばし環境フェアなどのイベントの企画・開催への積極的な参画 ○環境学習などを通じた従業員の環境意識の向上 ○事業者相互または市民団体等との交流・社会貢献活動の促進
市民団体 (環境団体 含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全に向けた活動の継続的な実施 ○市や他の主体との協働による施策・取組の推進 ○ふなばし環境フェアなどのイベントの企画・開催への積極的な参画 ○市民団体相互の交流
大学等 研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の環境に関する調査・研究の支援 ○環境配慮行動の促進に向けた環境教育の実施
船橋市 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全に関する基本的事項・重要事項の調査・審議 ○年次報告書に基づく環境基本計画の進捗状況の点検・評価
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市民、事業者、市民団体等の様々な主体との協働による計画推進 ○様々な主体の環境意識の向上に向けた普及啓発 ○環境配慮行動を促進するための積極的な情報発信 ○市民参加による環境調査・研究の推進及び環境情報の把握・管理 ○環境教育・環境学習の推進 ○環境保全に係る様々な主体の交流促進・パートナーシップの構築

3. 計画の進行管理

(1) 進行管理の考え方

本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルによって行います。市は、環境像の実現に向けて着実に施策・取組を推進するため、その実施状況等を年度ごとにとりまとめます。また、目標とする指標の達成度について、市民・事業者等へのアンケート調査を通じて把握に努めます。それらの結果は、環境審議会に報告して点検・評価を行うとともに、毎年、年次報告書にとりまとめ、ホームページ等を通じて広く公表し、さらに施策・取組を見直して、継続的な改善に取り組みます。

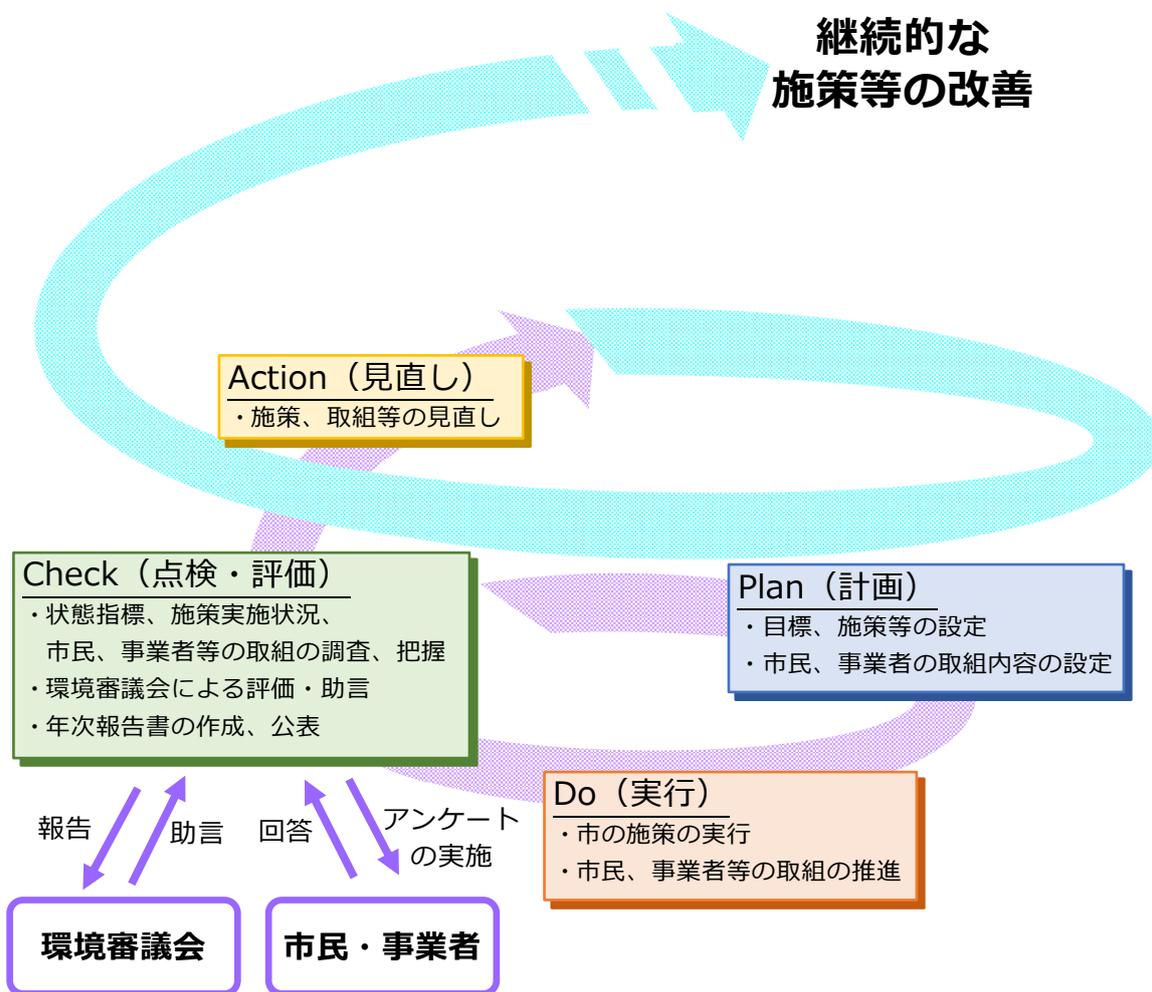


図 8-3-1 PDCAサイクルを利用した計画の進行管理

(2) 指標の活用

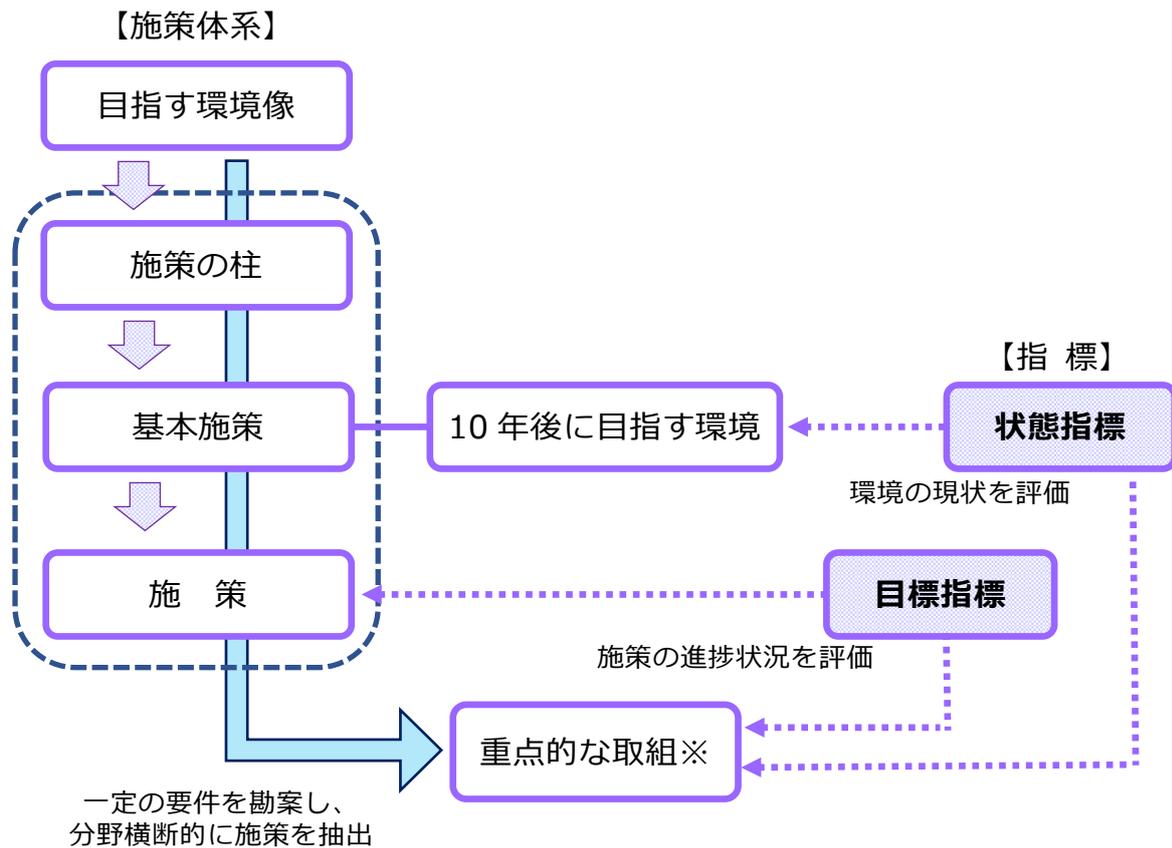
本計画の進行管理においては、次の2種類の指標を用います。
 なお、具体的な指標については、資料編に一覧を掲載しています。

■状態指標

- ・基本施策に対して設定する指標で、環境の現状を示すものです。
 - ・施策の成果だけでなく、様々な要因によって変動する指標となります。
- (例) 海域のCOD、全窒素濃度、全りん濃度等

■目標指標

- ・施策に対して設定する指標で、施策の進捗状況を示すものです。
 - ・施策の成果が主な変動要因となる指標です。
 - ・施策の成果を評価するため、可能な限りあらかじめ目標となる水準を設定します。
- (例) 環境イベントの来場者人数、参加団体数等



※重点的な取組…環境・経済・社会の統合的向上を見据え、体系化した施策から分野横断的に一連のつながりを持った施策を抽出し、市民・事業者・行政等が一体となって取り組める「船橋らしさ」を持った4つの重点的な取組。

図 8-3-2 2種類の指標による点検・評価

(3) 点検・評価

本計画の点検・評価は、次の2つの観点から行います。

■環境分野ごとの観点

環境分野ごとの計画の進捗状況を点検・評価をするために、基本施策ごとに状態指標の状況・施策の進捗状況を把握し、状態指標の状況を中心に総合的に評価します。

■重点的な取組ごとの観点

重点的な取組毎の進捗状況を評価するために、状態指標の状況、施策の進捗状況に加えて、市民・事業者の取組状況を把握し、状態指標の状況を中心に総合的に評価します。

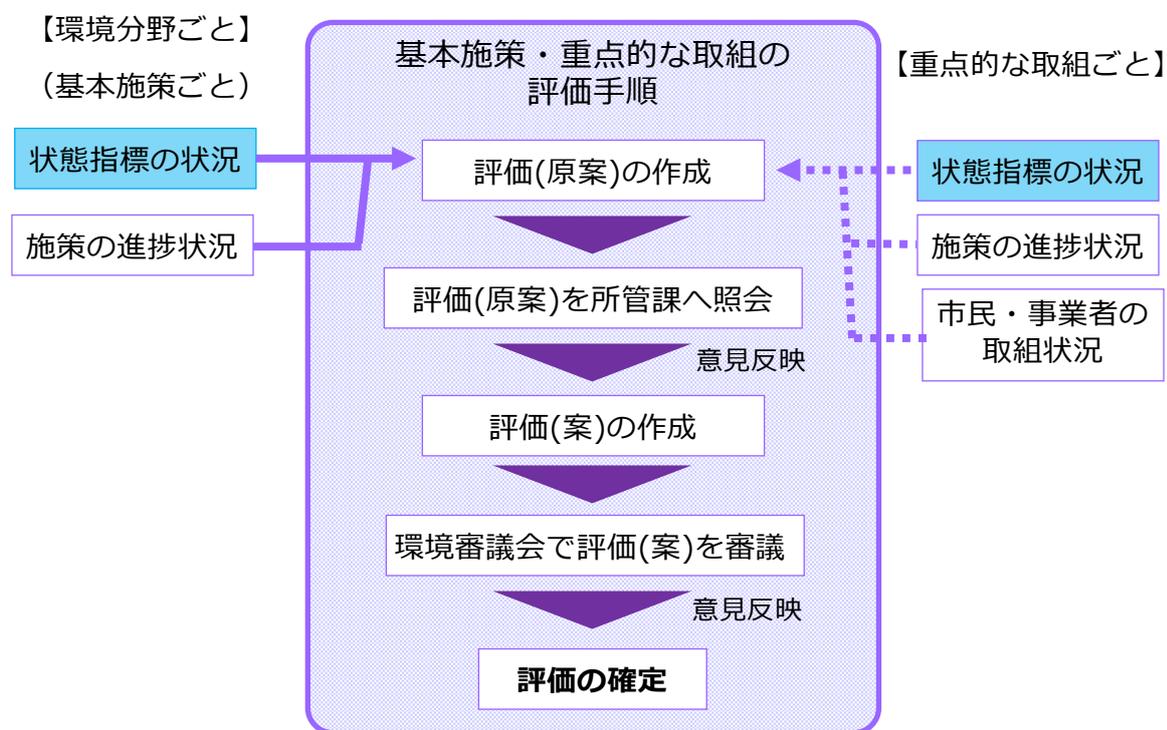


図 8-3-3 評価の手順

4. 計画の見直し

市は、毎年とりまとめる環境報告書などに基づいて本計画の進捗状況を総括し、環境審議会の助言等を踏まえて施策・取組等の見直しを行います。

また、本市を取り巻く環境や社会経済情勢等の変化に対応するため、5年ごとに見直しを検討します。